

## 町立湯沢病院等照明設備ＬＥＤ化事業に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的及び趣旨

湯沢町（以下「本町」という。）では、高騰する電気料金の節減による経費の削減を図るとともに、環境負荷の軽減に寄与するため、町立湯沢病院及び湯沢町健康増進施設（以下「町立湯沢病院等」という。）の照明について、省エネルギーかつ長寿命のＬＥＤ照明への更新を実施する。本事業は、民間企業のノウハウ、技術力を活用した賃貸借方式により実施するものとし、計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、信頼できる最適な事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、本要領で必要な事項を定める。

### 2 概要

- (1) 事業名称 町立湯沢病院等照明設備ＬＥＤ化事業
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約方式 賃貸借契約
- (4) 事業期間
  - ① ＬＥＤ照明機器への改修等 契約締結日より令和８年２月２５日まで
  - ② 賃貸借期間 工事完了検査の翌月１日から１０年間（１２０か月）
- (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。） 総額 40,000,000 円

### 3 業者選定方式等

- (1) 方式  
公募型プロポーザル方式
- (2) 業者選定  
企画提案書等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、最も高い評価を受けた応募者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、応募者が１者の場合でもプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 役割と業務
  - ① 本事業で必要とする業務等は、次のとおりとする。
    - ア 賃貸借  
本町との賃貸借契約を締結し、契約履行の責を負う。
    - イ 施工  
照明設備の施工に関する業務。
    - ウ 調査設計  
現場の調査及び設計に関する業務。

エ その他

上記ア～ウ以外の維持管理、本設備の供給等の業務。

② ア 賃貸借以外の業務は、下請け・外注も可とする。

(4) 応募者の資格要件

- ① 令和 6・7 年度湯沢町入札参加資格者名簿（建設工事・コンサルタント等・物品のいずれか）に登録されていること（本プロポーザルの参加申込に当たり新規登録する場合は、 6 (1) の参加表明書等提出期限までに登録すること）。 ※ 提出書類等については本町ホームページ参照のこと。
- ② 応募者は、本要領の内容を十分に遂行できる者であること。
- ③ 応募者は、事業運営、維持管理を円滑に行うための迅速な対応ができる者であること。
- ④ 賃貸借期間中、維持管理を行うことができ、部品提供や代替照明器具の供給ができること。
- ⑤ 経営状態が健全で、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑥ 過去 5 年間に於いて、国又は地方公共団体との間で賃貸借契約による公共施設照明設備 LED 化の実績を有していること。

(5) 応募者の制限

次に掲げる者は応募者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが成されている者。
- ③ 湯沢町建設工事等請負業者指名停止基準及び新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者。
- ④ 国税及び地方税について滞納がある者（特別な理由により延納、徴収猶予が承認されている場合を除く。）。
- ⑤ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

## 4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

| 実施内容           | 実施期間または期日                                |
|----------------|------------------------------------------|
| プロポーザル実施要領等の公表 | 令和 7 年 8 月 18 日（月）                       |
| 質問の受付期限        | 令和 7 年 8 月 29 日（金）17 時必着                 |
| 現地等確認期間        | 令和 7 年 9 月 12 日（金）まで                     |
| 質問に対する回答       | 令和 7 年 9 月 12 日（金）                       |
| 参加表明書等提出期限     | 令和 7 年 9 月 19 日（金）17 時必着                 |
| 参加資格確認結果通知     | 令和 7 年 9 月 26 日（金）                       |
| 企画提案書等提出期限     | 令和 7 年 10 月 17 日（金）17 時必着                |
| プレゼンテーション      | 令和 7 年 11 月 上旬予定                         |
| 選考結果通知・公表      | 令和 7 年 11 月 中旬予定                         |
| 契約締結           | 令和 7 年 11 月 下旬予定                         |
| 工事期間           | 契約締結日～令和 8 年 2 月 25 日                    |
| 賃貸借期間          | 工事完了検査の翌月 1 日（令和 8 年 3 月 1 日を想定）から 10 年間 |

## 5 質問の受付及び回答

### （1） 質問の受付期限

令和 7 年 8 月 29 日（金） 17 時まで（必着）

### （2） 質問の方法

電子メールに質問書（様式 1 号）を添付して、次のメールアドレス宛に指定する件名で送信すること。

【送信先】 湯沢町健康増進課メールアドレス zousin@town.yuzawa.lg.jp

【件 名】 湯沢病院等 L E D 化事業に関する質問書（事業者名）

### （3） 質問書の回答

令和 7 年 9 月 12 日（金） 17 時までに湯沢町公式ホームページに回答を記載し公表する。

### （4） その他

質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなす。

質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに関係のない内容、または、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

## 6 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和7年9月19日(金) 17時必着

(2) 提出方法及び提出先

提出書類一式を、本要領 12 に記載の担当課宛て、郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着、持参による提出の受付は平日 8 時 30 分から 17 時までとする。

(3) 提出書類及び提出部数

応募者及び構成員は、以下の書類を綴じたものを 1 部提出すること。

① 参加表明書 (様式 2 号)

② 参加資格要件確認誓約書 (様式 3 号)

③ 事業者概要書 (様式 4 号)

過去 3 か年分の財務諸表を添付すること。

④ 照明設備 LED 化事業実績調書 (様式 5 号)

(4) 参加資格確認結果通知

参加表明書を提出した者に対し、次の通り審査結果を通知する。

① 通知日 令和7年9月26日(金)

② 通知方法 文書を郵送する

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年10月17日(金) 17時必着

(2) 提出方法及び提出先

本要領 12 に記載の担当課宛て、郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着、持参による提出の受付は平日 8 時 30 分から 17 時までとする。

(3) 提出書類

インデックスを付し、次の順に A4 縦ファイルに綴じたものを提出すること。

① 企画提案書提出届 (様式 6 号)

② 企画提案書 (任意様式)

③ 事業実施工程表 (任意様式)

④ 事業者概要書 (様式 4 号)

⑤ 照明設備 LED 化事業実績調書 (様式 5 号)

⑥ 事業効果試算表 (様式 7 号)

⑦ 参考見積書 (様式 8 号)

#### (4) 提出部数

正本 1 部・副本 6 部

#### (5) 企画提案書の記載内容について

別紙 2「評価基準」に示す評価項目に基づいて、記載すること。

上記以外に、本町にとって有益性のある提案があれば記載すること。(例：賃貸借契約終了時の照度 保証、機能の追加、削減効果の検証等)

#### (6) 留意事項

① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。

フォントは見やすいフォントとして 11 ポイント以上とすること。

② 提案書類の下部中央に通し番号を振ること。

③ 用紙の大きさは、A4 版又は A3 版 (A3 判は A4 版折込) で綴じたものとする。

④ 現地確認 (9 月 12 日 (金) まで) 及びホームページ上で公開する図面等を参考に積算のうえ、提案

書を作成すること。なお、現地確認を行う場合には、事前に申し出ること。

⑤ 電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、別紙 (1)「既存器具リスト」を参考とし、次の 3

点を基本に積算すること。

ア 電気料単価を 30 円/kwh (税込) として積算する。

イ 施設の点灯時間は 8 時間/日、点灯日数は 260 日とする。

ウ CO2 排出係数は、0.436kg-CO2/kwh とする。

⑥ 参考見積書は下記により作成すること。

ア 仕様書に基づいた工事費用を町立湯沢病院と湯沢町健康増進施設に分けて見積もること。

イ 費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。

ウ 消費税及び地方消費税を含む額で提示すること。

## 8 プレゼンテーション

#### (1) 実施日時・場所

令和 7 年 11 月上旬 日時及び場所については、別途通知する。

#### (2) 実施時間

40 分以内 (提案内容の説明 25 分、ヒアリング 15 分)

#### (3) 出席者 5 名以内 (出席者は最小限とする。)

#### (4) プレゼンテーションの内容について

企画提案書等の内容に基づく説明を基本として、必要に応じてパワーポイント等の活用も可とする。

ただし、内容については、提出書類に記載された範囲内で、説明用に編集を加えたものとし、追加の提

案説明や資料配布は認めない。

(5) その他

ア プレゼンテーションの順番は、本町が企画提案書を受理した順番とする。

イ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター（HDMI ケーブル）のみ本町が準備する。

## 9 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

企画提案書、見積金額、省エネルギー効果、財政貢献効果、過去の実績などをプレゼンテーション及びヒアリングにより別紙2「評価基準」に基づき審査委員が総合的に評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

最も高い評価点数の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な提案者を優先交渉権者として選定し、金額も同額の場合は審査委員の多数決により選定する。

評価点数の最低基準点を配点合計の6割と設定し、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、優先交渉権者の決定は行わない。

(2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉権者名を公表する。なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じない。

(3) その他

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 提出された書類について提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提案内容が仕様書に示された条件に適合しない場合

エ 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

オ プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

カ その他選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

## 10 契約手続きについて

本プロポーザルにより選定した優先交渉権者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。ただし、当該優先交渉権者との調整・協議が不調に終わった

場合は、次点の事業提案者と協議できるものとする。

- (2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛り込み作成する場合がある。

## 11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出後の訂正、差し替えは、本町から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルにかかる費用については、すべて応募者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本町に請求することはできない。
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった  
ものが作成した提案書については、本町が必要と認める場合には、本町は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (7) 応募者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (9) 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において町内電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- (10) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は延期、中止をする場合がある。この場合は応募者に対して本町は責任を負わないものとする。

## 12 問い合わせ及び書類の提出先

〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地 1 湯沢町総合福祉センター内  
湯沢町役場 健康福祉部 健康増進課

T E L : 025-784-4560 F A X : 025-784-4536

E-mail : zousin@town.yuzawa.lg.jp